

連結財務諸表作成の基本となる事項

当社は、米国で一般に認められた会計原則(会計原則審議会の意見書、財務会計基準審議会の基準書等)に基づいて連結財務諸表を作成しています。

主要な会計方針

1. 有価証券の評価基準

米国財務会計基準書第115号「負債証券投資及び持分証券投資の会計」を適用しています。

2. 棚卸資産の評価基準

棚卸資産は、低価法によって評価しており、原価は、製品・半製品・仕掛品については個別法または移動平均法により、材料については概ね移動平均法によっています。

3. 有形固定資産の表示及び減価償却の方法

有形固定資産は取得原価によって表示しており、有形固定資産の減価償却は主として定率法によっていますが、一部の資産は定額法によっています。

なお、当社及び一部の子会社は、従来、定率法を適用していた機械装置を中心とする一部の資産について、2007年4月1日以降、減価償却に関する会計上の見積方法等を見直しています。

4. リース会計

米国財務会計基準書第13号「リース会計」を適用しています。

5. 法人税等

資産負債法による税効果会計を適用しており、税率変更による繰延税金資産及び負債への影響は、その税率変更に関する法律の制定日を含む連結会計年度の損益として認識しています。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、米国財務会計基準審議会の解釈指針第48号「法人所得税に関する不確実性の会計」を適用しております。本指針の適用による影響は、当連結会計年度の期首剰余金の調整としております。

6. 退職給付債務

米国財務会計基準書第87号「雇用主の年金会計」及び第158号「確定給付型年金及びその他の退職後給付に関する雇用主の会計(基準書第87号、88号、106号及び132号(改訂)の改訂)」を適用しています。

7. デリバティブ取引

米国財務会計基準書第133号「金融派生商品とヘッジ活動の会計」を適用しています。